

「令和8年度岡山県認知症コールセンター事業委託」の参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出に係る公示

次のとおり、参加意思確認書等の提出を招請します。

令和8年3月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

本業務については、認知症の方やその家族等からの専門的な相談に応じるため、業務委託により行うものであり、これまで認知症介護事業について多くの実績を有する公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部を契約の相手方とする契約を行う予定としているが、公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、下記「7 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいない場合は、公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部との契約手続きに移行する。

なお、「7 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいた場合にあっては、公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部と当該応募者に対してプロポーザル方式による企画競争による提案書の提出を求めるものである。

2 業務名

令和8年度岡山県認知症コールセンター事業（以下「本事業」という。）

3 業務目的

認知症の人や家族等に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、認知症介護の専門家や介護経験者等が対応するコールセンター（電話相談）の設置により、認知症の人や家族等が気軽に相談できる体制を構築することを目的とする。

4 業務内容

（1）コールセンターの設置により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。

- (2) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (3) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。
- (4) 実情に応じ、面談面接による相談を実施すること。
- (5) その他、別紙「岡山県認知症コールセンター事業実施要綱」及び「令和8年度岡山県認知症コールセンター事業委託に係る仕様書」のとおり。

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 契約限度額

3,080,736円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 応募要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な技術を有し、必要な人材を確保していること。
- (3) 過去2年間に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。
- (4) 公共団体の実施する事業を受託し、誠実に履行した実績を有する岡山県内の団体であること。(活動範囲が県内全域に及ぶ団体に限る。)

8 手続き等

(1) 担当部課

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長寿社会企画班(岡山県庁5階)

TEL:086-226-7326 FAX:086-224-2215

(2) 応募書類の入手方法

令和8年3月9日(月)から令和8年3月19日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の担当部課において配布する。また、岡山県庁のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 仕様書等に対する質問に関する事項

ア 受付期間 令和8年3月9日(月)から令和8年3月19日(木)までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(期間内に必着のこと)

イ 受付方法 仕様書等に関する質問・回答書(様式第1号)を原則としてファックスで提出すること。

ただし、ファックスで提出した場合は、到達したことを電話で上

記（１）の担当者に確認すること。

ウ 回答方法 業務企画提案書の提出期限の日の前日の午後５時までにファックス等で回答する。また、岡山県子ども・福祉部長寿社会課ホームページに回答を掲載する。なお、質問の内容によっては、回答方法を変更する場合がある。

（４）参加意思確認書の提出期間等

ア 提出期間 令和８年３月９日（月）から令和８年３月１９日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで（必着）

イ 提出場所 上記（１）に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類 参加意思確認書（様式第２号）

（５）業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、上記７の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和８年３月２４日（火）までにその旨を書面により通知する。

この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

（６）業務企画提案書の提出期間等

ア 提出期間 令和８年３月２６日（木）から令和８年３月３０日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで（必着）

イ 提出場所 上記（１）に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類 提出について（様式第３号）

企画提案書（様式第４号）

見積書（様式第５号及び別紙）

企画提案者の概要（様式第６号）

その他添付書類

オ 提出部数 各５部（正本１部、副本４部）

９ 審査基準

（１）業務企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、上記７の応募要件を満たしていること。

（２）業務企画提案書の審査基準

別途設置する審査委員会において、提出書類及び添付資料により審議を行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。選考基準は以下のとおりで、これにより各公募申請について相対的に評価し、委託先を決定する。

ア 事業内容・方法がすぐれていること

- ① 相談員が確保されていること
- ② 相談員の資質、研修体制がすぐれていること
- ③ 関係機関との連携について考慮されていること

イ 他事業との連携について考慮されていること

ウ 個人情報の取扱いが定められていること

エ 事業の経済性がすぐれていること

人件費以外の費用については、相談窓口を週5日開設したと想定した場合にかかる経費のうちの5分の3を計上すること。

10 審査結果の通知

審査後、書面により通知する。

11 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、県との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合等特殊な事情がある場合には、委託契約の締結ができないことがある。

12 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期間中に参加意思確認書を提出しない者及び業務企画提案書の提出者として選定しない旨の通知を受けた者は、業務企画提案書を提出することができない。
- (3) 参加意思確認書及び業務企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記8(1)に同じ。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された参加意思確認書及び業務企画提案書は、業務企画提案書の提出者の選定及び業務企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限後における参加意思確認書又は業務企画提案書の差替え及び再提出は、これを認めない。
- (8) 参加意思確認書又は業務企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (9) 本事業は、令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。

以上公示する。